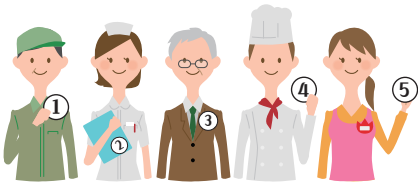


平成27年5月15日 / ハートプラザ住友

マイナンバー制度に関する研修会



講師 高松国税局 法人課税課 情報技術専門官
川村 智 氏

主催：公益社団法人 阿波麻植法人会

平成28年1月より社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。マイナンバー制度はすべての企業で対応が必要となるので、研修会に参加した多数の来場者が熱心に聞き入りました。

はじめに

今年の10月からマイナンバーの通知が通知されます。利用開始は28年1月からです。

マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の三分野で利用するためにスタートしました。従業員を雇用している民間事業者は、社会保障の手続きで対応が必要になります。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の

利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

■行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複が削減されます。

■国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

■公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバーの通知

平成27年10月以降、国民の一人ひとりにマイナンバーが通知されます。市区町村から住民票を有するすべての人に、一人一つの番号(12桁)が通知カードで送られます。通知は住民票の住所に届くので、異なる所に住んでいる人は注意が必要です。※国外に滞在し、住民票のない人にはマイナンバーは付番されません。日本に帰ってから取得すれば通知されます。

※外国籍でも、中长期在留者、特別永住者などで住民票がある場合は、マイナンバーが付番されます。

法人には、一法人一つの番号(13桁)が指定され、だれでも自由に使用できません。現在、税務署で通知されている整理番号は今後もマイナンバーとは別に運用されます。

通知されるマイナンバーは一生使うものです。一度指定されると、原則

として一生番号は変わりません。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

マイナンバーの使用

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。マイナンバーは三分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。

【社会保障】

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護等

【税】

- ・税務当局に提出する申告書などに記載
- ・税務当局の内部事務等

【災害対策】

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳作成事務等

この他、社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは様々な場面で利用します。例えば、毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。



その他、厚生年金の裁定請求や勤務先での源泉徴収票等への記載など、行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

個人番号カード

マイナンバーが記載された番号カードが通知されるときに、一緒に個人番号の申請書が送られてきます。申請書を市町村に提出することで、個人番号カードを取得することができます。

個人番号カードは、本人確認の措置において利

用します。市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上のために資するものとして条例で定める事務に利用することができます。さらに、インターネットのマイナポータル(情報提供等記録開示機能)へのログイン手段として、電子利用者照明の仕組みによる公的個人認証に利用します。

個人番号カードの券面

には、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。これらの事項はICに記録されます。相手がコピーを取らせてほしいと言ってきた場合、表面は大丈夫ですが、裏面は税や社会保障関係に限るので、裏面のコピーが必要な時は理由を聞く必要があります。

個人情報の懸念に対応

■番号制度に対する国民の懸念

・個人番号を用いた個人情報

突合が行われ、集積・集約された個人情報外部に漏えいするのではないかと懸念されています。



・個人番号の不正利用等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念されています。

■制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
 - ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督
 - ③ 特定個人情報保護評価
 - ④ 罰則の強化
 - ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認
- システム面における保護措置
- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施

民間事業者のマイナンバー取り扱い

- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

平成27年10月に従業員の番号を取得して、平成28年1月から官公庁に提出する書類に番号を記載します。従業員や扶養親族、金融機関の顧客、原稿の執筆者などは民間事業者に対して個人番号を提示します。従業員にはパートやアルバイトも含まれます。

民間事業者は、各種法定調書や被保険者資格取得届等に個人番号を記載し、行政機関等に提出します。民間事業者はマイナンバーの管理が規定され、法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用することはできません。マイナンバーを従業員の社員ナンバーにする

ことはできません。マイナンバーを従業員などから取得するときは、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。本人確認では①正しい番号であることの確認(番号確認)と②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。

最後に

マイナンバー制度の施行に向けて、準備を進めてください。まず、対象業務を洗い出したうえで、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など、対処方針を検討し、組織として決定してください。

(文責・編集部)